# 令和2年度 下野三楽園事業報告

## I法人事業

## 1 理事会・評議員会等の開催

## (1)役員会(理事会)の開催状況

	開催 日	主な審議決定事項	出席状況		
第1回	R2. 6.18(木)	1 平成31年度(令和元年度)事業報告及び決	書面決議		
		算報告	理 事 6名		
		[監事監査 : R2.6.11(木)]	監事3名		
		2 定時評議員会の招集事項			
第2回	R3. 3.12(金)	1 令和2年度第一次補正予算	理 事 5名		
		2 令和3年度運営方針及び事業計画	監事3名		
		3 令和3年度予算			
		4 定款の変更案			
		5 就業規則の改正			
		6 給与規程、旅費規程並びに育児介護休業等			
		規則の一部改正			
		7 評議員選任・解任委員の選任			

## (2)評議員会の開催状況

	開催日	主な審議決定事項	出席状況	
第1回	R2. 6.26(金)	1 平成31年度(令和元年度)事業報告及び決算	書面決議	
		報告	評議員	7名
		[監事監査 : R2.6.11(木)]		
第2回	R3. 3. 26(金)	1 令和2年度第一次補正予算	評議員	6名
		2 令和3年度運営方針及び事業計画	監事	2名
		3 令和3年度予算		
		4 定款の変更		
		5 就業規則の改正		
		6 給与規程、旅費規程並びに育児介護休業等		
		規則の一部改正		

## (3)評議員選任・解任委員会の開催状況 開催なし

## Ⅱ施設運営

## 1 児童の入所状況

## (1) 措置児童

年齢区分			令和3年度			
		R2. 4. 1 現在	入所	退 所	R3. 3.31 現在	R3. 4. 1 現在
幼 児	男	1	1		2	2
	女	1	1		2	2
	計	2	2		4	4
	男	7	2		8	4
小学生	女	10	1		11	8
	計	17	3		19	12
	男	2			2	6
中学生	女	5			5	8
	計	7			7	14
	男	3			3	3
高校生	女	4		1	3	3
	計	7		1	6	6
	男	13	3		15	15
計	女	20	2	1	21	21
	計	33	5	1	36	36

※ R3.4.1 現在の年齢区分は、新年度での入学等があるため 3.31 現在とは異なる。 R2.4.1 現在の児童数には同日入所の小学生男児 1 名を含む。(入所欄に再掲)

## (2) 一時保護

	年齢	性別	一時保護期間等	備 考
				中央児童相談所
1	12	12 女	R2. 10. 27~R3. 3. 2(127日間)	R3. 3. 3から
				措置入所

## (3) ショートステイ(宇都宮市・上三川町)

年齢	性別		利	用	期	間	備考
		なし					

### 2 入所児童の処遇

- (1) 年間指導計画及び行事計画に基づく事業の実施 別紙1のとおり(P7~P9)
- (2) 園情報誌(さんらくえん通信)の発行年2回発行 第42号(8月)、第43号(3月)

### (3) 基礎学力の向上

- ・公文式学習を実施(小学生:算数、日・月・水・金・土、中学生:数学、日・月・水・金)
- ・中学生を対象として市内の学習塾への通塾を行った。

## (4) 自立支援計画の策定及び実施

各児童の現況と問題点等を概ね6か月ごとに話し合い、自立支援計画書を策定して児童相談所へ送付し、児童相談所の意見を求めて児童の処遇に活用した。

### (5) 地区との連携

篠井地区連合自治会に三楽園自治会として登録し、園長が自治会長として会議等に出席している。毎年実施している球技大会、体育祭、防災訓練などに参加し、特に敬老会、秋祭り、「うどん祭り」では「さんらく太鼓」を披露しているが、令和2年度は新型コロナウィルス感染拡大予防のため全て中止になった。

### (6) ショートステイ事業

宇都宮市及び上三川町と契約しているが、受け入れ実績はなかった。

(7) 児童養護施設運営指針に基づく自己評価を実施した。

### (8) 部門別処遇の実施

- ① 小規模居室単位での処遇
  - ・畑での作物栽培(きゅうり、ミニトマト、なすなど)や収穫を行い、また、作った作物を丸か じりしたり調理するなどして、育てる楽しみ・作る楽しみが体験できるようにした。
  - ・楽しく食事をしながら、挨拶の習慣やマナーが身に付けられるように努めた。また、食を 通して季節や行事に関する興味や、一般常識を理解する機会を持った。
  - ・居室ごとに子供と職員で調理を行う「居室炊飯」を毎月実施した。 夏休みなどに実施していた居室単位での一泊旅行は中止した。

#### ②個別指導

- 学校、児童相談所とのカンファレンスを実施した。
- ・処遇困難児の支援について、担当職員からの相談に基幹的職員が中心になってアドバ

イスを行うとともに、当該児童に対しても相談する時間を設けた。

・児童相談所や学校などの関係機関と連携し、日常生活での問題行動などについての情報交換を行って、共通理解と支援につながるように努めた。

### ③心理療法

- ・個別の心理療法は小学生13名、中学生3名を対象として実施した。
- ・学校の長期休み期間を利用し、児童一人につき45分間の心理療法を、延べ34人に実施した。
- ・児童の年齢に応じて、箱庭療法、人形やゲームを用いた遊戯療法、描画療法、言葉による面談を行った。
- ・心理療法の結果は、職員の打ち合わせや児童処遇会議等で報告し、また、担当職員から日常生活の様子を聞くことで職員間の共通理解を図るとともに、児童の理解を深める 手がかりとした。

### ④親子関係の再構築支援

- ・児童と保護者の関係修復や改善のため、児童相談所と連携を取りながら、児童や保護者 からの相談に対応し、支援に努めた。
- ・連絡が途絶えがちな保護者に対しては親子関係が疎遠にならないように支援しているが、 コロナ禍のため夏休み期間中などの外出泊、学校行事への参加は大きく制限された。

### ⑤自立支援

- ・とちぎユースアフター事業協同組合主催の自立支援プログラム研修(年5回実施)に児童 (主に高校生対象)を参加させ、社会性の向上など自立に向けての支援を行った。
- ・自立支援資金貸付事業(国庫) 利用実績なし
- •退所予定児童就労支援事業(共同募金会) 利用実績なし
- ・園内宿泊訓練実施しなかった
- ・社会復帰促進事業 実施しなかった

#### 3 運営体制

運営会議(副主任以上の職員)、職員会議及び児童処遇会議を毎月定例開催し情報を共有するとともに、居室担当者会議やチームリーダー制を活用して職員間の意思統一と共通理解を図り、入所児童の適切な処遇にあたった。

また、入所児童の食育のため給食委員会を毎月開催した。

### 4 その他

(1) ボランティア及び寄附物品の受け入れ状況 別紙2のとおり(P10~P12)

- (2) 新型コロナウイルス感染症対策
  - ①国や県などが発行している対応方針及びガイドラインを職員に配布して予防を徹底するとともに、対応DVDの視聴や毎月の職員会議での注意喚起並びに情報提供などを行っている。個別の案件についてはその都度協議して対応している。
  - ②すべての在園児童は起床時に、職員は始業前に検温を実施しており、体調の変化を見逃さないよう気をつけている。
  - ③国庫補助金を活用して東館内の二居室を施錠できる個室に改造し、感染発生の際には児 童の個室対応ができるようにした。
  - ④園内の除菌・消毒のためのアルコール消毒液を各居室と管理棟内に設置している。また、 調理室に「電解次亜水」発生器を導入し、安価な消毒液が安定的に供給できるようにした。
  - ⑤寄附のあったマスクなどは児童の感染予防のために活用し、また、園内感染の発生に備えて防護服などの備蓄を行っている。
  - ⑥感染のリスクを軽減するため、児童の一人ひとりが個人で使用するためのマイ体温計を配備している。
  - ⑦県の緊急事態宣言が発令されていた時期を中心に、保護者の面会を一時的に中止した。 現在、保護者との面会は時間を制限して実施しており、外出・外泊は引き続き中止としてい る。
  - ⑧職員本人や家族が罹患したり、濃厚接触の疑いがあって出勤を停止する場合に取得させる有給の特別休暇を整備した。
  - ⑨他施設で感染が発生し職員が手薄になった場合に、支援のための職員を派遣する制度を 県と栃養協が中心になり構築しており、派遣要員として職員を登録している。
  - ⑩コロナウイルスに感染した児童を園内で直接看護する職員や、支援のために他施設に派遣される職員に対して支給する「危険業務従事手当」を整備した。

### Ⅲ 公益事業

- 1 とちぎユースアフターケア事業
  - ① 自立支援プログラム研修会への参加
    - ・「ネットの危機管理とセルフコントロール」(R2.7.12)
    - ・「社会で役立つコミュニケーション」及び「性教育」(R2. 9. 12)
    - ・法律知識「これってどうなの?~みんなで考える、困ったときの対処法~」(R2. 10. 31)
    - ・テーブルマナー教室(洋食) (R3. 2. 28)はテイクアウトで実施
    - ・ボウリングと講義「性教育」 (R2. 6. 27) 及び先輩との話し合い (R3. 1. 17) は中止
    - ・料理教室 (R2.11.22)は不参加
  - ② 生活資金等の貸付事業

R2年度貸付実績 小口生活資金2件100,000円

・当園が窓口となったファミリーホーム(里親)入所者への貸付 2口(100,000円)